

【地方消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の対応について】

龍ヶ崎市総務部財政課

地方消費税の税率引き上げ(1%→1.7%)に伴う地方消費税交付金の増収額約1億3,600万円については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当。

消費税及び地方消費税→改正前 5%(国4%, 地方1%)
→改定後 8%(国6.3%, 地方1.7%)

[区 分]

(歳入)地方消費税の税率引き上げに伴う

地方消費税交付金の増収額 136,000千円

(歳出)社会保障施策に要する経費合計(一般会計) 5,620,188千円

(うち一般財源) 1,757,693千円

(参考)地方消費税の税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収額の充当内訳

○医療	19,040千円
○介護	1,768千円
○少子化対策	76,840千円
○その他社会保障施策	38,352千円
合 計	136,000千円

[主な事業(一般財源分)]

○医療	
・医療福祉事業(県補助分)	176,117千円
・医療福祉事業(単独分)	68,492千円
・養育医療給付事業	634千円
○介護	
・老人保護措置費	16,961千円
・在宅高齢者生活支援事業	6,246千円
○少子化対策	
・私立保育所運営費	299,441千円
・児童扶養手当支給事業	224,578千円
・児童手当支給事業	196,450千円
・私立保育所保育助成事業	108,816千円
○その他	
・生活保護扶助費	288,937千円
・障がい者自立支援給付事業	174,898千円
・障がい児施設給付事業	11,760千円